

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
29	地域支援事業に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊島区は、地域支援事業に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

豊島区長

公表日

令和5年7月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地域支援事業に関する事務
②事務の概要	区は介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業)の対象者の資格管理、サービス費用の支給等に関する事務を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を下記の事務で取り扱う。 1. 申請書や届出書の記載事項の確認に関する事務 2. 事業対象者の資格記録の管理業務 3. 介護予防・生活支援サービス費及び介護予防ケアマネジメント費の支給、受給者及び支給実績の管理に関する事務 4. 高額介護(介護予防)サービス費及び高額医療合算介護(介護予防)サービス費の支給、受給者及び支給実績の管理に関する事務 5. その他介護保険に関する事務を行うにあたり必要な情報の確認
③システムの名称	総合保健福祉システム(介護保険)、システム共通基盤(団体内統合宛名)、中間サーバー、伝送通信ソフト
2. 特定個人情報ファイル名	
地域支援事業情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第一の68項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会) 番号法 第19条第8号 別表第二の93、94の項 (情報提供) 番号法 第19条第8号 別表第二の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56-2、58、61、62、80、87、90、94、108
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部高齢者福祉課
②所属長の役職名	高齢者福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	政策経営部区民相談課行政情報グループ 〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部高齢者福祉課 〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉部高齢者福祉課、地域包括ケア推進担当課長	保健福祉部高齢者福祉課	事後	組織改正による。
平成28年5月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属長	高齢者福祉課長 直江 太、 地域包括ケア推進担当課長 能登 絹子	高齢者福祉課長 渡邊 圭介	事後	組織改正及び、所属長の変更による。
平成28年5月18日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	政策経営部広報課行政情報グループ	政策経営部区民相談課行政情報グループ	事後	組織改正による。
平成28年5月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成28年5月18日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成28年12月27日	3. 個人番号の利用 法律上の根拠	1. 番号法 別表第一の68項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第50条	1. 番号法第9条第1項 別表第一の68項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第50条	事後	
平成28年12月27日	4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	未定	実施しない	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>区は介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を下記の事務で取り扱う。</p> <p>1.被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実について審査またはその届出に対する応答に関する事務 2.被保険者証又は認定証に関する事務 3.介護給付、予防給付又は区特別給付の支給に関する事務 4.要介護認定、要介護更新認定若しくは要介護状態区分の変更の認定の申請、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 5.要支援認定、要支援更新認定若しくは要支援状態区分の変更の認定の申請、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 6.介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査またはその申請に対する応答に関する事務 7.居宅介護サービス費等の額の特例若しくは介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 8.介護予防・生活支援サービスの支給に関する事務 9.基本チェックリストの実施結果に対する応答に関する事務 10.介護予防ケアマネジメントの実績に対する結果への応答に関する事務</p>	<p>区は介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業)の対象者の資格管理、サービス費用の支給等に関する事務を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を下記の事務で取り扱う。</p> <p>1. 申請書や届出書の記載事項の確認に関する事務 2. 事業対象者の資格記録の管理業務 3. 介護予防・生活支援サービス費及び介護予防ケアマネジメント費の支給、受給者及び支給実績の管理に関する事務 4. 高額介護(介護予防)サービス費及び高額医療合算介護(介護予防)サービス費の支給、受給者及び支給実績の管理に関する事務 5. その他介護保険に関する事務を行うにあたり必要な情報の確認</p>	事後	
平成29年5月31日	同上 ②システムの名称	総合保健福祉システム(介護保険)、システム共通基盤(団体内統合宛名)	総合保健福祉システム(介護保険)、システム共通基盤(団体内統合宛名)、中間サーバー、伝送通信ソフト	事後	
平成29年5月31日	4.情報ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月31日	同上 ②法令上の根拠	空欄	(情報照会) 番号法 第19条第7号 別表第二の93、94の項 (情報提供) 番号法 第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56-2、58、61、62、80、87、90、94	事後	
平成29年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年5月12日 時点	事後	
平成29年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年5月12日 時点	事後	
平成30年7月3日	4.情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供) 番号法 第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56-2、58、61、62、80、87、90、94	(情報提供) 番号法 第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56-2、58、61、62、80、87、90、94、108	事後	
平成30年7月3日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年5月12日 時点	平成30年6月12日 時点	事後	
平成30年7月3日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年5月12日 時点	平成30年6月12日 時点	事後	
平成30年7月3日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	高齢者福祉課長 佐藤 重春	高齢者福祉課長	事後	評価書様式変更による
令和1年6月25日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年6月12日 時点	令和元年6月10日 時点	事後	
令和1年6月25日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年6月12日 時点	令和元年6月10日 時点	事後	
令和2年1月7日	Ⅱしきい値判断項目 3. 重大事故	発生なし	発生あり	事後	
令和2年1月7日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年6月10日 時点	令和1年10月4日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月7日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年6月10日 時点	令和1年10月4日 時点	事後	
令和2年11月4日	Ⅱしきい値判断項目 3. 重大事故	発生あり	発生なし	事後	
令和2年11月4日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年10月4日 時点	令和2年9月30日時点	事後	
令和2年11月4日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年10月4日 時点	令和2年9月30日時点	事後	
令和3年9月17日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年9月30日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年9月17日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年9月30日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年9月17日	Ⅰー4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(情報照会) 番号法 第19条第7号 別表第二の93、94の項 (情報提供) 番号法 第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56-2、58、61、62、80、87、90、94、108	(情報照会) 番号法 第19条第8号 別表第二の93、94の項 (情報提供) 番号法 第19条第8号 別表第二の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56-2、58、61、62、80、87、90、94、108	事後	
令和4年8月17日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年8月17日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年7月20日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年7月20日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	